

**令和8年度観光・宿泊業人材確保業務委託  
企画提案実施要領**

**1 趣旨・目的**

従業員不足が深刻な状況にある観光・宿泊業の人材確保に向け、事業者と一般参加者（学生、外国人材等）のマッチング支援を実施するほか、一般参加者に観光・宿泊業の魅力等をテーマとしたセミナーを実施します。

事業の実施にあたっては、セミナー等の企画、広報、募集、開催、報告等、各種ノウハウを有する事業者に委託するため、広く企画提案を募集し、最も優れた提案をした応募者に対して業務の委託をします。

**2 参加方法**

企画提案に参加する者は、本要領及び別に定める「令和8年度観光・宿泊業人材確保業務委託企画提案募集要項」に基づき、参加手続きをとるものとします。

なお、同募集要項は、千葉県商工労働部観光政策課において配付するほか、千葉県ホームページからもダウンロードすることができます。

**3 選考方法**

応募者から提出された企画提案書等の内容について、選考委員会において応募者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行い、企画提案書等と合わせて総合的に判断し、最も優れた企画提案をした応募者を受託者として選考します。また、審査は非公開で実施します。

なお、企画提案者の総数が5者以上の場合、事務局は書面による1次審査を実施します。

## 4 審査基準

審査に当たっては、以下の観点から総合的に評価、選考するものとし、詳細については別途定めます。

審査項目		審査基準
企画提案内容	業務内容の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● セミナー等の企画内容について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案されているセミナー等の会場が、一般参加者が参加しやすい場所に設定されているかどうか。</li> <li>・ 提案されている講演等の演題や内容が、参加者の理解を促進する内容となっているか。</li> <li>・ 提案されているセミナーの講師及び先輩社員が一般参加者の参加意欲を喚起する人物となっているか。</li> <li>・ 提案されているマッチング方法が、人材確保の点から効果的なものとなっているか。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● セミナー等の周知・広報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案されているホームページが、理解しやすい構成、内容等になっているか。</li> <li>・ 提案されている募集チラシが、理解しやすい構成、内容等になっているか。</li> <li>・ 学校や関係機関への広報活動について、参加者増に寄与する内容等になっているか。</li> </ul> </li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独自提案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの一般参加者を集客できるよう学生だけでなく転職希望者も対象とした、一般参加者に訴求する広報等について提案されているか。</li> <li>・ 参加者が観光・宿泊業界への就職に結び付くなど、高い効果を得るための工夫を凝らした取組みを提案しているか。</li> </ul> </li> </ul>
業務遂行能力	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務（セミナーの広報・開催等）を円滑に実施するための体制を有しているか。</li> <li>・ 業務が遂行可能な人員の確保がなされているか。</li> <li>・ 業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。</li> <li>・ 業務責任者の経験や知見は十分か。</li> </ul>
	類似業務の経験・実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務（セミナーの広報・開催等）を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。</li> </ul>
	専門知識、適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容に関する知識、知見を有しているか。</li> <li>・ 業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。</li> </ul>
経費の妥当性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。</li> <li>・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。</li> </ul>

附則

この要領は、令和8年3月13日から施行する。